

# 1 学生生活で注意してほしいこと

## ① 京大生としての自覚と責任

本学の特徴の一つとして、「自由の学風」があります。ただし、「自由」とは、自分勝手に何をしてもよいということではありません。

我々は集団の中で生活しており、生活する基盤となる社会には、法令以外にも規範やスタンダードがあります。社会人、いわゆる大人としての行動の自由とは、社会的規範の遵守が前提です。

例えば、差別に関する問題もそのひとつです。民族や地域、障害や性別などの差別は根絶されるべき、ということとは皆さんも十分理解しているでしょうし、意図的に差別をする人はいないでしょう。自分ではそのつもりはなくても、相手にとって、差別や不快と感じるような発言や行動もあります。人を思いやる気持ちで接するのはなかなか難しいものです。

人とのかわり方や意見交換の方法をしっかりと身につけるとともに、自らの言動に責任を持ち、他人を尊重することにも心がけるようにしてください。

## ② 法令の遵守

近年、本学においては、性犯罪や薬物乱用等により逮捕者が出るなど、学生の不祥事が連続して発生しています。これらの犯罪行為は、法律により厳罰に処せられるとともに、大学においても放学(除籍)又は停学といった厳しい懲戒処分を行うこととなります。被害者やその家族はもとより、皆さん自身の今後の人生にも大きな影響を及ぼすこととなります。学生の皆さんは、日常の様々な行動の中で、人権の尊重や法令遵守の重要性を自覚し、良識ある行動をとるようにしてください。

### 京都大学通則

第32条 学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の必要がない学生についても、当該学生の所属する学部長が必要と認めたときは、当該学部長が、嚴重注意その他の教育的措置を行うことができる。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第33条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 譴責 (2) 停学 (3) 放学

## ③ 自転車運転マナー等について

大学構内や周辺道路において、自転車による接触事故や衝突事故が発生しています。また、自転車の運転マナーが悪いといった近隣住民からの苦情も寄せられています。自転車に乗る場合は、常に安全運転を心掛け、周囲への配慮を怠らないようにしてください。

また、大学周辺の路上や近隣マンション、商業施設等への無断・迷惑駐輪についても、非常に危険で

ある、迷惑だといった苦情・通報が届いております。本学の周辺住民に迷惑をかけず地域の生活環境を守るよう心掛けてください。

## (1) 違反と罰則

京都府道路交通規則の一部改正(平成25年11月)に伴い、自転車運転中の携帯電話等の使用やイヤホン、ヘッドフォン等で音楽等を聞くことに対し、罰則規程(5万円以下の罰金)が適用されることとなっています。また、改正道路交通法の施行(平成27年6月)に伴い、自転車運転中に危険なルール違反(信号無視、一時不停止、酒酔い運転、ブレーキ不良自転車運転等)を繰り返すと、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。

自転車安全利用五則を守りましょう。

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止・夜間のライトの点灯・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認の徹底)
- ⑤ 子供はヘルメット着用

京都府警 HP (自転車のルールと罰則)

[https://www.pref.kyoto.jp/fukei/kotu/koki\\_k\\_t/jitensha/index.html](https://www.pref.kyoto.jp/fukei/kotu/koki_k_t/jitensha/index.html)



## (2) 自転車保険の加入義務化

平成30年4月1日から、京都市内・京都府内で自転車に乗る場合、自転車損害賠償保険等(以下「保険」という)の加入が義務づけられました。

自転車事故による賠償事例では、約9500万円の支払いが命ぜられた事例があります。誰もが加害者になる可能性があります。自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合などに備え、相手の生命または身体の損害を補償できる保険に加入してください。

以下のホームページに保険加入義務化の詳細や、保険加入チェックシートがありますので、参照してください。



京都市サイクルサイト

<https://kyoto-bicycle.com/insurance>



## 京都府交通事故相談所

京都府に設置されている、交通事故にあったとき、無料で相談できる窓口です。損害賠償・示談・保険請求など専門の相談員がアドバイスし、必要な場合には弁護士にも無料で相談できます。

電話番号・相談受付時間：075-414-4274・午前9時～午後5時

面接相談時間：午前9時～11時30分、午後1時～4時30分(土・日・祝日・年末年始は休み)

<https://www.pref.kyoto.jp/kotsujikosodan/>



## (3) 駐輪場・放置自転車

自転車、バイクは、歩行者の安全・避難経路確保等のため、駐輪場が指定されていますので、必ず所定の場所に置いてください。

なお、錆びている、パンクしている、著しく汚れている等、外見から長期間使用していないと認められる自転車等がある場合は、ハンドル部分等に1ヶ月以上先の日を撤去期限として明示した「放置物調査中」のシールを貼ります。撤去期限経過後にそのシールが剥がされず、そのままの状態で見捨てられている自転車等を放置自転車等とみなして、近くの場所に集積します。その後、車体番号・防犯登録番号等から管轄する警察署に盗難被害車両該当の有無を照会し、盗難被害車両に該当すれば警察署へ引き渡し、盗難被害車両ではないことを確認した残りの自転車等については、学外に搬出し処分しています。

## ④ 盗難・置き引きに注意

本学では、体育館、部室、グラウンド、講義室、研究室など、様々な場所で盗難・置き引きが発生しています。大学は、学生や教職員だけでなく、外部の人も多数出入りしています。貴重品等は常に身に付け、わずかな時間であっても自分の持ち物から目を離さないよう十分注意してください。

また、自転車は「鍵をかけていない」または「鍵が1つしかない」自転車が特に狙われています。盗難防止のために備え付けの鍵だけでなく、ワイヤー錠等を併用し、2個以上の鍵(ツーロック)をかけましょう。また、短い時間であっても必ず施錠し、万が一に備え、防犯登録を必ず行ってください。



## ⑤ マイカー通学の禁止

京都大学のキャンパスでは、教育・研究の場にふさわしい環境保持及び緊急災害時の通路確保、歩行者の安全確保、騒音の防止のため交通規制を実施しており、身体障害者等特別な事情のあるものを除き、マイカー通学は原則として禁止となっています。通学に当たっては、徒歩や自転車もしくは公共交通機関を利用してください。

## ⑥ 飲酒に関する注意

新入生歓迎の行事やコンパなどの集まりで、アルコールが提供される機会がありますが、未成年者の飲酒は法律違反であり、未成年者は勧められても飲まないこと、未成年者へ飲酒を勧めないことを厳守してください。

また、成年に達した学生についても、急性アルコール中毒に注意してください。短時間に大量のアルコールを摂取すると、自力で立てないほどの運動障害を起こしたり、昏睡状態になることがあります。最悪の場合は呼吸停止や急性心不全が起き、死につながったり、蘇生しても重篤な後遺症が残ることがあります。また、こうした症状に至らなくても、足下がふらついた状態で転倒したり、嘔吐により窒息死した例もみられます。

他大学では、クラブ・サークル等の飲み会で、急性アルコール中毒により、学生が死亡するという事故が発生しています。本学においても、急性アルコール中毒等により重篤状態となり、病院に搬送され一歩誤れば死に至る危険な状態となる事件が発生しています。

飲酒に当たっては、次の点を厳守してください。

- ① 未成年者の飲酒は法律違反であり、勧めない。勧められても飲まない。
- ② 成年者でも、イッキ飲み等の危険な飲酒はしない、他人にさせない。
- ③ 体質的にアルコールを受け付けない人に飲酒を勧めない。
- ④ 飲酒をしたら、自動車・バイク・自転車の運転をしない。
- ⑤ 万が一、酔いつぶれた者が出た場合は、一人にしないで責任をもって介抱(衣服を緩め、横向きに寝かす等)すること。名前を呼んだり身体をゆすっても反応せず、大きないびきや呼吸を時々しかないなどの症状があれば、直ちに救急車を呼ぶこと。

## ⑦ 危険ドラッグについて

薬物使用は、以下のように、精神と身体に悪影響を及ぼし、人間関係の崩壊など、本人だけでなく社会全体に害悪をもたらします。

近年では、危険ドラッグの使用が引き金となった事件や死亡事故が多発するなど極めて憂慮すべき状況です。この危険ドラッグは、強力な依存性、精神毒性があるため、使用すると急性症状による暴力事件や交通事故を引き起こしたり、慢性的な精神疾患にかかることがあります。

安易に使用した結果、本人だけでなく周囲にも大きな影響を及ぼすことがあります。一時的な興味本位で使うことがないように十分注意してください。

※危険ドラッグとは、「ハーブ」、「お香」、「芳香剤」などと用途を偽装したり、「合法ドラッグ」、「合法ハーブ」などと称して販売されている薬物です。

- ① 本人の精神や身体への悪影響
- ② 自分の意志では止められない
- ③ 幻想や妄想が表れ、重大犯罪を引き起こす
- ④ 友人・家族等の人間関係の崩壊
- ⑤ 法律で禁止されており、厳罰をうけること

## ⑧ SNS 利用上の注意

Facebook や Twitter、LINE などの SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)は、「仲間内だけのもの」と思いがちですが、そこでの発言が他人を傷つけたり、炎上して自分が傷つくこともあります。

また、仲間内だけの空間であるという安心感を利用して詐欺(ワンクリック詐欺やフィッシング詐欺など)やウイルスを拡散する事例も急増していますので、SNS の利用にあたっては、以下の点に注意してください。

- ① むやみに個人に関する情報を公開しない
- ② 写真の掲載は、意図しない位置情報流出の危険性がある
- ③ プライバシー、著作権や肖像権の侵害に注意
- ④ 発信内容は慎重に、どこで誰に対して発言しても良いことだけを書き込むべき。また、一旦送信した情報は後から消せないと考えておくべき
- ⑤ 偽アカウントやスパムアプリに注意
- ⑥ アカウントの乗っ取りに注意。パスワードは推測されにくいものを設定し、他のサービスと共用しない

総務省 HP(国民のための情報セキュリティサイト)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/enduser/security02/05.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/enduser/security02/05.html)



## ⑨ 政治セクト(過激派)、カルト団体などに注意

思想、信教の自由は憲法で保障されています。しかし、世の中にはそのことを逆手に取り、嘘や違法行為を勝手な解釈で正当化する反社会的な政治セクト(過激派)やカルト団体も存在します。

### 政治セクト(過激派)による勧誘

不法行為も辞さない政治セクト(過激派)が、大学にも潜んでいます。彼らは、学習会系サークルや学生自治会の名を騙って勧誘することがあります。学習会への誘いや、クラス討論、様々な署名集めなどであなたに近づき、個人情報を集めたりすることもあります。彼らはかつて力づくで反対意見を屈服させていた“過激派”の正体を今は隠し、学生運動や市民運動の体裁をとって「戦争反対」などを掲げ、若者の正義感に訴えてきます。しかし、反社会的な政治セクト(過激派)であるというその本質は今も変わりはありません。こういった輩に騙されないよう注意してください。

### カルト団体による勧誘

カルト団体による違法な勧誘、脅迫、献金強要等のトラブルも発生しています。その手口は、呼吸法、自己啓発セミナー、ボランティア、国際交流などのサークル活動への勧誘やアンケート調査などと言って声を掛け、世間話や趣味などの話題から親しくなり、住所や電話番号、SNS のアカウントといった個人情報を聞き出し、セミナーや合宿等に参加するようにしつこく勧めるというケースが多く見られます。

いったんこういった団体に入ってしまうと、その団体の様々な活動にかり出され、時間と労力を浪費し、人間関係が崩壊し、授業にも一切出られず、最悪の場合には大学を除籍となるなど健全な学生生活を送ることができなくなります。

## 被害にあわないために

ひとりである時に声をかけられるケースが多発しています。トラブルに巻き込まれないように以下の点に注意してください。

なお、現在のコロナ禍の中、対面での勧誘行為ができないため、SNS を通じた勧誘にも注意してください。

不審な勧誘を見かけたり、自分が勧誘を受けた時は、すぐに教育推進・学生支援部厚生課に相談してください。

- ① 相手が何のために近づいてきたのかを確認
- ② 相手が名前を言わなかったり、目的を言わなかったり、曖昧にぼかすときは注意
- ③ 初対面の人には絶対に個人情報を教えないこと
- ④ 安易に SNS でつながりを持たないこと
- ⑤ きっぱりと断る勇気
- ⑥ 勧誘時の団体名や活動説明と実際の団体名や活動実態が異なる団体は特に注意
- ⑦ おかしいと思ったら、すぐに友人や家族、大学に相談
- ⑧ 社会情報がみな誤りであり、この団体が言うことだけが正しいなどと情報操作・情報規制をされたらすぐ逃げる

※昨今、「同学会」を名乗る団体(自称同学会)が学内及び近隣で署名集めや勧誘、無断集会等を行っています。この団体は、京都大学が平成 24 年 6 月 22 日付告示第 5 号において、「京都大学が昭和 34 年以来公認してきた京都大学全学自治会同学会とは一切関係ない」と断定している団体です。

また、この団体は、本学ホームページにおいて、「吉田南 1 号館の封鎖について(2015 年 10 月 28 日)」として掲載している吉田南 1 号館の封鎖に関わった、「全日本学生自治会総連合」(中核派系全学連)と関係する団体と考えられています。最近では、中核派系全学連関係者が大学のルールを無視した集会に関与しているケースも見受けられます。この団体並びにその関係者の活動等に関わらないようご注意ください。

## ⑩ 立て看板等の設置について

全学公認団体については、構内の指定場所に立看板を設置することが可能です(新歓期及び 11 月祭りは公認団体以外の本学学生団体も含む)。設置については以下の「立看板の設置ルールについて」を遵守してください。不明な点は、教育推進・学生支援部厚生課課外活動掛までお問い合わせください。

本学外構周辺に立看板等を立てることは、本学立看板規程に違反します。外構周辺の立看板に対しては、京都市から京都市屋外広告物等に関する条例に抵触するのみならず、道路の不法占用に当たること、歩行者に危険になりかねないことを内容とする指導を受けております。

また、周辺住民から、歩行や児童の通学にとって危険であるとの苦情が寄せられており、事実、倒れた立看板が歩行者に当たって負傷させた事例が過去に複数回起きています。学生各位においては、本学の規程や京都市の条例等を遵守し、これらに違反する立看板を設置しないようにしてください。

## 立看板の設置ルールについて

| 設置場所             | 本部・吉田南・北部構内の指定場所              |           |                                | 西部構内の指定場所                           |
|------------------|-------------------------------|-----------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 時期               | 通常期                           | 新歓期・11月祭期 |                                | 通年                                  |
| 設置者              | 全学公認団体                        | 全学公認団体    | 左以外の本学学生団体                     | 全学公認団体                              |
| 設置可能期間           | 60日                           | 60日       | ①2/20～4/20<br>②10/15～11月祭終了日   | 行事の30日前～終了日                         |
| 種類               | 全て                            | 全て        | ①新歓関係<br>②11月祭関係 <sup>*1</sup> | 自ら主体的に関与する行事の告知                     |
| 枚数 <sup>*2</sup> | 2枚以内                          | 1枚        | 1枚                             | 1枚                                  |
| 下記要記載事項の記載面      | 前面又は側面 <sup>*3</sup>          | 前面        | 前面                             | 前面                                  |
| 要記載事項            | 団体名・設置責任者の氏名・連絡先(又は学生番号)・設置期間 |           |                                | 団体名                                 |
| 大きさ              | 縦200cm×横200cm以内               |           |                                | 縦200cm×横100cm以内                     |
| 色彩等              | 定めなし                          |           |                                | 京都市屋外広告物等に関する条例<br>その他京都市が定める基準の範囲内 |
| 申請               | 不要                            |           |                                | 厚生課に申請                              |

※1 11月祭には北部祭典や教育学部祭も含まれます。

※2 構内ごとの枚数ではなく、本部・吉田南・北部構内の指定場所における合計枚数です(西部構内の指定場所のみ別カウントになります)。

※3 側面に記載することができるのは、要記載事項が目視により容易に確認できる場合に限りです。

## ⑪ ブラックバイトに気を付けてください

最近、労働関連法令に違反したり、学生らしい生活が送れなくなったりする、いわゆる“ブラックバイト”の存在が問題となっています。

夏休みに入り、アルバイトをする機会も増えると思いますが、ブラックバイトに巻き込まれないように気をつけましょう。

アルバイトを始める前に、まずは労働条件を確かめましょう。

### ブラックバイトの例

- 労働条件が文書で明示されない
- シフトを強要され、授業や試験、課外活動に支障が出ている
- 辞めたい意思を伝えたのに、聞き入れて貰えない
- 時給が最低賃金を下回っている(京都市909円)
- 1日に8時間を超えて働いたのに、残業手当が支給されない
- 6時間を超えて勤務しているのに休憩時間がない
- 会社都合の理由で解雇された
- アルバイト中に怪我をしたが、労災保険が使えない
- 外国人留学生に対して、資格外活動許可(週28時間※長期休暇は1日8時間)の範囲を超えて就労をさせている

### 困ったときの相談窓口

- 京都労働局 総合労働相談コーナー  
TEL：075-241-3221 月～金：8時半～17時15分
- 京都府労働相談所 ブラックバイト相談窓口  
TEL：075-661-3253 月～金：9時～13時・14時～21時／土：9時～13時・14時～17時
- 厚生労働省「労働条件相談ほっとライン」  
TEL：0120-811-610 月～金：17時～22時／土・日：9時～21時

## ⑫ 本学からアルバイト料等を受給する際の注意

ニュースや新聞などで研究機関や研究者による公的研究資金等の不正に関する記事について目にするがあると思います。学生である自分には関係ないと思われていないでしょうか？

近年、本学においても公的研究資金等の不正経理の事案に学生が巻き込まれたケースがありました。研究調査に協力した学生に対し、架空の勤務表によるアルバイト料の支給手続き(いわゆるカラ勤務)が行われたものです。

今後の学生生活においても、大学からアルバイト料や交通費等を受給する機会があると思いますが、その際に、こういった不正行為に関わらないためにも、こういった行為が不正受給に該当するのか知っておくことが大切です。

### 不正受給に該当する行為の例

- 実際に勤務・従事していない業務に対してアルバイト料を受け取ること
- 実際に行っていない移動に対して交通費等を受け取ること
- 安価な交通手段やチケットを利用して、実際よりも高額な交通費等を受け取ること
- 大学から受給したアルバイト料等の全部または一部を、他の学生に再分配することなどを目的に研究室等が一旦回収するような行為に応じること

このような行為を求められた場合や、事務手続きに不安がある場合は、所属する学部・研究科等の事務室・事務職員に遠慮なくご相談ください。

### 本件の詳細は次のホームページ

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/campuslife/notice2#arubaitoryou>



### 【以下のことに注意してください】

- ・必ず事前に業務の内容や従事する日時、単価等について説明を受け、内容を承諾した上でアルバイトに従事してください。
- ・アルバイトの従事時間や従事内容については、必ず勤務の都度に自身で勤務表に押印し、監督者の確認を受けるようにしてください。数日毎あるいは月末にまとめて押印しないでください。



- ・交通費を請求する際は、請求の内容が実際の旅行内容(日程・経路等)と相違ないか確認した上で、請求してください。

## ⑬ 悪徳商法にだまされないために

学生をねらった悪徳商法が多発しています。これらの悪徳商法は、学生の社会的経験の少なさなどにつけこみ、「楽しんで儲かる」といった気持ちを起こさせ、時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。次にあげるような悪徳商法の他にも巧妙な新しい手口もでてきていますので、くれぐれも注意してください。

|              |  |
|--------------|--|
| キャッチセールス     | 街で「アンケートに教えてください……」などと呼び止められ、営業所に連れて行かれて、高価な化粧品や会員権などの契約をさせられます。   |
| アポイントメントセールス | 「格安で海外旅行ができ、レジャー施設も安く利用できる」などと電話で営業所に呼び出され、実際には別の商品(ビデオ教材等)とのセット販売で結局高額な商品を買わされることとなります。   |
| マルチ商法        | 「人を紹介するだけで、どんどん収入がふえる」などのうまい話で誘われます。商品を買って会員になり、知人や友人を紹介して商品を買ってもらうと、リベートがはいり、さらに孫・ひ孫からのリベートがはいるというものです。手軽にできるアルバイトと思って契約したものの、結局残ったのは買い込んだ商品と借金だけということにもなりかねません。  |
| 架空請求詐欺       | 実際には利用していない有料サイトの利用料金等の名目で金銭をだまし取る架空請求詐欺事件が増加しています。学生の皆さんがこうした被害にあわないよう、次のようなことに心掛けてください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身に覚えのない請求は無視する。(請求のはがきやメールは保管しておく)</li> <li>・指定された連絡先には絶対に連絡しない。</li> <li>・迷惑メールの受信拒否設定する。</li> <li>・一人で判断せずに警察や家族、周囲の人に相談する。</li> </ul> |

京都府ホームページ(くらしの情報広場)

<http://www.pref.kyoto.jp/shohise/>



京都府ホームページ(あま〜い誘いにご用心!)

<https://www.pref.kyoto.jp/shohikyoku/documents/amaisasoi-r2.pdf>



## ⑭ 女子大生を対象とした悪質スカウトに注意

平成31年2月、京都市内の繁華街などで勧誘した女性に高額な借金を負わせ風俗店で働くよう斡旋したとして、京都市内の大学に通うスカウト集団の男らが逮捕されました。この事件では、京都市内に住む女子大生らを性風俗店に紹介して働かせていたとのことでした。

このようなスカウトが未だに行われており、京都府警察のホームページでも注意喚起がされています。

祇園、木屋町など繁華街において、悪質な飲食店従業員やスカウト集団がいわゆる「ナンパ」をしているかのようなフリをして近づいてきますが、彼らの目的は言葉巧みに女性の連絡先を入手し、人間関係を作ったうえで、バー（ホストクラブ）に通わせて未収金（借金）を負わせ、最終的には風俗店などで働かせることです。

このような悪質かつ卑劣な行為の被害に遭わないよう以下の点に注意して下さい。

【被害を防止するには（京都府警察 Web サイトより）】

1. この手の事案と疑われる場合はすぐに警察に連絡する。（不当な飲食代金に対する請求には対抗策を講じることが出来る場合があります。）
2. スカウトには連絡先や個人情報を教えない。
3. 怪しい飲食店にはついて行かない。
4. おかしいと思った時はすぐに相談を。

※安易に LINE などの連絡先を教えないでください

## ⑮ クレジットカード等の利用について

学生証ですぐ借金することができる学生ローン、また、サインするだけで手軽にショッピングやレストラン等の利用ができるクレジットカードを安易に利用すると、その返済に追われ学生生活の継続が危ぶまれることとなります。クレジットカードや電子マネー等は、自分自身にとって無理の無い範囲で利用するようにしてください。

本学では、「小口短期貸付」という無利子の短期貸付制度があります（P28 参照）ので、病気、不慮の事故、家族からの送金の延着等により、急に出費が必要となった場合は、教育推進・学生支援部学生課奨学掛窓口で相談してください。

## ⑯ 選挙に関する注意

公職選挙法等の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月 19 日から施行され、選挙権年齢等の満 18 歳以上への引下げが実施されました。

皆さんの中には、投票だけでなく、選挙運動にも積極的に関わっていきたいと考えている方もいるかもしれません。ただし、注意が必要です。

公職選挙法では、選挙運動について様々な制限があり、違反した場合、罰則等もあります。法令を遵守し、適切な行動をとるには、ルールの正しい理解が不可欠です。

### (1) 「選挙運動」とは？

選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と解されています。

選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）内にしか行うことができません。

候補者への投票を呼びかけるチラシ（選挙運動用ビラ）を配ることは、他の者から指示されたとおりに機械的に行ったとしても一般的には選挙運動になります。また、配れる選挙も限られ、配れる場所も演説会場内や街頭演説

の場所等に限られるため、例えば、チラシを選挙人の家のポストに入れるような配り方はできませんので、注意が必要です。

また、満 18 歳未満の者は選挙運動を行うことはできず、誰であっても、満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

## (2) 選挙運動は基本的に「ボランティア」

選挙応援のためのアルバイトには特に注意が必要です。例えば、チラシを配る者は、報酬を受け取ることはできません。公職選挙法では、「選挙運動は原則として自発的に無報酬で行うものである」とされており、選挙運動に従事する者に対する報酬は、選挙運動に関する事務に従事する者、選挙運動用自動車での車上運動員や手話通訳者に対するものを除き、買収罪に当たることとなります。

なお、公職選挙法に規定されている範囲内で交通費などの実費を支払うことはできるため、こうしたものを受け取ることは可能です。

## (3) 制度をきちんと理解しよう

上記のほか、インターネットの利用や飲食物の提供を受けることの可否など注意すべきことはたくさんあります。わからないことがあるときは、みなさん自身がインターネット等を利用して調べるなど、制度を正しく理解しようとする努力が必要です。

私たちが拓く日本の未来 (総務省 HP)

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/senkyo\\_nenrei/01.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html)



※(1)と(2)は総務省 HP に掲載の教材「私たちが拓く日本の未来」を一部抜粋して作成しました。


## 17 国民年金へ加入しましょう

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって私たちの生活が損なわれることのないよう、前もってみんなで保険料を出し合い、経済的にお互いを支え合う制度で、日本に住む 20 歳から 60 歳までのすべての人が加入することになっています。皆さんも 20 歳になれば必ず国民年金に加入してください。

加入手続きは、住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。

また、収入がない学生のために「学生納付特例制度」があります。詳しくは、同じく住民登録している市区町村の国民年金担当窓口にお問い合わせください。

## 18 ごみ分別について

キャンパス内（事業場）のごみの分別方法は一般家庭での分別方法とは異なります。キャンパス内には、各所にごみ箱（リサイクルステーション）が設置されていますので、そこに掲示された分別表示に従い、きちんと分別してください。特に、 マークのついた「容器」（コンビニの弁当容器等）や「包

装] (レジ袋等) の他に、一般家庭では燃やすごみに分別されているプラスチック製品 (プラスチック製スプーンや使い捨ての手袋等) も「廃プラスチック類」となることに注意してください。また、下宿等住まいでのごみについても、お住まいの自治体の分別方法に従い分別に努めてください。なお、京都市では、新聞やダンボールの他にも、「雑がみ (紙箱やメモ用紙、ふせん等)」の分別・リサイクルが条例により義務化されているため、分別によりリサイクルに努めましょう。

#### ごみに関して、何か分からないことがあるとき

施設部環境安全保健課環境企画掛

Tel:075-753-2362 E-mail:kankyo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp